

職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分を行いましたので、当企業団の規則に基づき、下記のとおり公表します。

記

【被処分者】

整形外科科長 30代 男性

【処分内容】

停職 6月

【処分年月日】

令和7年7月31日付

【事件の概要等】

被処分者は、走行中の東北新幹線の車内で下半身を露出したとして、令和7年6月19日公然わいせつ罪の容疑で白河警察署に逮捕され、被処分者本人が事実を認めております。

当該事案は、高度な倫理観を求められる職業にふさわしくない行為であり、また、公立岩瀬病院の信頼を著しく失墜させたため、今回の処分を行いました。

なお、被処分者から退職願が提出され、令和7年7月31日付でこれを受理いたしました。

【今後の企業団としての取組】

当企業団としては、改めて全職員に対して職業倫理、コンプライアンス、服務規律の遵守を徹底するなどの再発防止に努めるとともに、今後は職員一同、より一層の倫理観と責任感を持って、当院を受診される患者様や関係者の皆様からの信頼回復に向けて全力で取り組みます。

なお、今後の整形外科の診療につきましては、地域の皆様にご迷惑をおかけすることのないよう、職員一丸となって取り組んで参ります。

令和7年7月31日

公立岩瀬病院企業団